

その支払方法、
支払遅延として、
取適法違反となります。

✕ 手形で支払うこと

✕ 支払期日までに
代金満額と引き換えられない
電子記録債権等で支払うこと

委託事業者は、中小受託事業者に対し、給付の受領日から起算して60日以内のできる限り早い日を支払期日と定めて、その**支払期日までに代金を全額支払わないと、「支払遅延」として取適法違反**となります。

手形払や支払期日までに代金の満額と引き換えることが困難な電子記録債権及び一括決済方式で支払うことも、取適法違反となります。

!

令和9年4月1日から、取適法対象外の製造委託等の取引においても、給付の受領日から起算して60日以内のできる限り早い日を支払期日と定めて、その支払期日までに代金を支払う必要があります。

＼詳細はこちら／



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

